

監 査 報 告 書

学校法人 明の星学園

理 事 長 島 村 新 殿

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項第 4 号及び学校法人明の星学園寄付行為第 15 条の規定に基づき、2019 年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）の学校法人明の星学園の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

1. 監査方法の概要

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席するほか理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人（太陽有限責任監査法人）と連携を取り、業務及び財産の状況を監査いたしました。

2. 監査の結果

学校法人明の星学園の業務の執行に関しては法令及び寄付行為に違反する重大な事実はなく、また 2019 年度（令和元年度）の学校法人明の星学園の財産の状況は適正なものと認められます。

但し、青森明の星短期大学「2019 年度特別入学試験（社会人）」長期履修学生の管理運営に不備があったので、法人事務局とともに改善努力すべきと考えます。

2020 年（令和 2 年）7 月 2 1 日

学校法人 明の星学園

監 事

岡 本 昇 

監 事

井 上 良 